



東京都知事選挙

投票日時

7月7日(日)

午前7時～午後8時

告示日：6月20日(木)



投票できる方

原則、次の2つの要件を満たす方が投票できます。

- ①平成18年7月8日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されていること
(大田区に住民登録の届け出をした日から令和6年6月19日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

選挙公報は各世帯に配布します

選挙公報は、6月21日(金)の掲載文申請受付終了後に印刷を行うため、6月24日(月)ごろから各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎1階受付、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。

また東京都選挙管理委員会HPや区HPでもご覧いただけます。

目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したCDもあります。希望する方は、事前にお問い合わせください。



住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内	投票所
	6月7日以前に転居届を出した方	新住所地
	6月8日以降に転居届を出した方	前住所地

転入	他市区町村⇒大田区	大田区での投票可否
	3月19日以前に転入届を出した方	投票できます
	3月20日以降に転入届を出した方	投票できません※1

転出	大田区⇒他市区町村	大田区での投票可否
	3月6日以前に転出した方(都内)	投票できません※2
	3月7日以降に転出した方(都内)	投票できます※3
	大田区から都外へ転出した方	投票できません

※1 前住所地が都内の方は、前住所地で投票ができる場合があります。詳細は前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください

※2 2月21日～3月6日に転出した方は、期日前投票のみ投票できる場合があります。詳細はお問い合わせください

※3 転出先で選挙人名簿に登録された方を除きます。新住所地で発行する住民票の写し(選挙用は交付手数料無料)や、新住所記載の運転免許証、マイナンバーカードがあるとスムーズに投票できます

以下の地区は投票所が変更となります

▶対象地区 下丸子三・四丁目全域

第69投票所(旧投票所：ザ・リバープレイス プレイスマール)

今回投票所▶大田区民プラザ(下丸子3-1-3)